

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
平成28年7月15日
(平成28年6月受付分)



平成28年6月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、計6件でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

◆不審な請求… プリペイドカードの番号は教えないで！

事例：

スマートフォンを操作していたら誤って広告をクリックしてしまい、画面に「登録」と表示された。不安になり、業者に電話すると「20万円払わなければ、学校に連絡する」と脅された。お金がないことを伝えたところ、5万円に減額されたので、指示通りにコンビニエンスストアでサーバ型のプリペイドカードを購入し、そのカード番号と学生証の写真を撮ってメールで送ってしまった。事例（当事者：高校生 女性）



✓ アドバイス

- 架空請求やワンクリック請求でサーバ型のプリペイドカードによる支払いを要求されたという相談が寄せられています。
- 業者に連絡することで個人情報を知られ、さらに請求を受ける可能性もあります。連絡してはいけません。
- プリペイドカードの番号を教えることはプリペイドカード自体を譲ったことになります。プリペイドカードは匿名性が高いため、支払った金額を取り戻すことは難しくなります。プリペイドカードの番号は他人に決して教えないようにしましょう。
- 心配なときは、お住まいの自治体の消費生活センター等に相談しましょう。
(消費者ホットライン ☎188)

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第102号」より抜粋

◆その他にはこんな相談も…

年齢	相談内容
13	スマホを利用していると、アニメの広告に手が触れ、アダルトサイトに登録された则表示が出た。あわてて「退会」をタップしたところ、高額な料金を振り込むようメールが来た。どうしたらよいか。
19	スマホに架電があり、アダルトサイトの閲覧履歴があると言われたが覚えがない。高額な請求があるがどう対応したらよいか。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時（祝日、年末年始は除く）